

庁内会議のオープン化

「オープン市役所『施策プロセスの見える化』」の一環として、庁内会議については、原則としてオープン化する。

【庁内会議とは】

- 規程、要綱等により設置され、市長、副市長及び局室区長のいずれかが含まれる会議
- 市としての意思決定に関する会議や、複数の局室区にまたがって連絡調整を行うことを目的とする会議
- 市民や報道機関の関心が高く、公開の要請が特に高いと思われる会議



報道関係者に対して、原則としてオープン化する。

例

会議の内容に個人情報など情報公開条例第7条各号に定める非公開情報が含まれる場合

外

公開が適当でないと会議の主宰者（市長、副市長、局室区長等）が判断する場合

【庁内会議以外の会議】

可能な限り報道関係者への積極的な公開に努める。

※「審議会等の設置及び運営に関する指針」、「団体との協議等のもち方に関する指針」及び「職員団体及び労働組合との交渉等に関するガイドライン」などに基づき既に公開しているものについては、引き続き公開する。

【事後公表】

会議を公開しない場合であっても、「説明責任を果たすための公文書作成指針」に基づき、会議要旨等を作成し、ホームページに掲載するなど、速やかな公表に努める。